

# 教職員の望む「研修」を保障すること！ 実効性のある「働き方改革」を推進せよ！



発行所 三豊教育会館内  
香教組三観支部 編集 情報部  
Tel. 0875-25-3761  
http://www.niji.jp/home/kazuo-t/sankanshibu/

## 「多忙化解消」・「教職員定数増」の実現を = 組合 =



要求書を手渡す石川支部長(右) 仲多度合同庁舎

7月25日、香教組三観支部(石川謹章支部長)は、香教委西部教育事務所(越智所長補佐)に、夏季休業中の勤務条件改善と多忙化解消等のための要求行動をしました。

**健康第一。多忙化解消。NO.パワハラ。働きやすい職場づくりを！**

支部長 今回の要求行動は、夏季休業中も含む勤務条件の改善である。夏季休業中には、健康回復のための「休養」と、教師としての知識や経験を積むための「研修」(各自が望む(求める)研修)が保障される環境を、しっかりと願いたい。3年間の「働き方改革プラン」が終了し、「一年単位の変形労働時間制」の条例が制定された。現場は依然として多忙である。また、県教委が出した「教育基本計画」での「学校における働き方改革の推進」の内容だけでは、改革は不十分である。実効性のある「働き方改革」の推進、抜本的な「教職員定数の改善」をお願い

「教員免許更新制」については、「廃止」しているが、新たな「研修」により、返って多忙化が増すことのないよう、県教委の適正な運用と現場への指導を、お願いしたい。今回も現場の声を届ける。しっかりと聞き取って欲しい。

☆☆ 適正な勤務のわりふりとは ☆☆  
ア 終始時刻とその間の休憩の配置をわりふるること。  
イ 全員に(少なくとも当該職員)にわりふりを明示すること。  
ウ ア・イは事前(少なくとも前日まで)に明示すること。



《夏休みの勤務について》  
教育公務員には教育公務員特例法21・22条に基づき、「勤務場所を離れて」の研修が認められており、積極的に活用するよう指導すること！  
夏季休業中の行事を大幅に精選すること。教育事務所として行事をもたない期間に、各校も行事をもたないよう指導すること。  
民間教育研究団体主催の、各種教育研究会への参加は、研修または出張扱いにするこ

組合 教特法の第21条2項

各学校間に温度差があり、たくさん行事が計画されている学校がある。更に、行事をもたない日の意義(多忙化解消・休養など)が徹底できるよう関係機関を指導して欲しい。  
研修に関して、宿題・レポートを課す研修は少なくなっている。良いことだ。コロナ禍において、「テレワーク・在宅勤務」や「オンライン会議」などの働き方改革が進む中、研修のやり方(自宅や学校でのオンライン参加)も検討し、各個人の希望する研修、例え

《勤務時間について》  
各学校に、勤務時間を明示

させ、勤務時間を守らせること。時間外勤務の強制につながるような学校経営を改めるよう指導すること。  
超過勤務については、必ず「わりふり」を行うようにさせること。  
「一年単位の変形労働時間制」の導入に際しては、国の附帯決議を完全履行するよう市町村教委や管理職を指導すること。学校の業務量に見合った教職員を配置すること。  
組合 「一年単位の変形労働時間制」について、西部管内では導入の事例はあるのか？  
西部 「特にない。」  
組合 勤務時間が守られるようにするため、勤務時間表を職員室などの目立つ場所に明示するよう確認して欲しい。(最近掲示していない学校があるようだ。)  
組合 タイムカードと出勤簿の両方がいるのか？一本化して欲しい。  
組合 ある学校では、水曜日がノー部活デーで職員会をするが、その後の団会が16時30分以降から始まる…結局普段より退庁時間が遅くなる。  
組合 一学期中のわりふりが消化できても、年休を捨ててしまっている。年休も取れるように仕事量を減らして欲しい。  
組合 朝早く来て、夜遅く帰る先生を、認める(誉める)管理職がいる。超過勤務を奨励してしまっていることになっていて、適正なリードをお願いしたい。

では、「教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。」とされ、勤務場所を離れての研修も法で認められている。申請があれば、適正に承認するべきである。  
組合 夏休みに一つの資格を取得したいとの申し出に管理職は「特休で行ってくれ」と言った。自宅研修を取りたいと事務の人に聞くと、「よくわからない」と言われた。管理職は職員に研修権のことをきちんとお知らせするべきである。  
組合 夏休みの行事をもたない日が浸透してきていることは良いことである。しかし、

ば、勤務場所を離れての研修や民間団体への研修などの参加、活用も進めて欲しい。  
組合 年休取得の付与日(基準日)を、1月1日から9月1日に変更したため、年休が取りやすくなった。良いことだ。お金のかからない施策はどんどん進めてもらいたい。夏季特別休暇を、5日から7日に延長してはどうか。  
「講師」には、特に自主研修の時間が十分保障されるよう、指導すること。  
組合 香川県では、講師の先生が教員採用試験を受ける場合、「年休」扱いだが、他県では、「職免」扱いのところもあるようだ。「職免」扱いにな

「一年単位の変形労働時間制」の導入に際しては、国の附帯決議を完全履行するよう市町村教委や管理職を指導すること。学校の業務量に見合った教職員を配置すること。  
組合 「一年単位の変形労働時間制」について、西部管内では導入の事例はあるのか？  
西部 「特にない。」  
組合 勤務時間が守られるようにするため、勤務時間表を職員室などの目立つ場所に明示するよう確認して欲しい。(最近掲示していない学校があるようだ。)  
組合 タイムカードと出勤簿の両方がいるのか？一本化して欲しい。  
組合 ある学校では、水曜日がノー部活デーで職員会をするが、その後の団会が16時30分以降から始まる…結局普段より退庁時間が遅くなる。  
組合 一学期中のわりふりが消化できても、年休を捨ててしまっている。年休も取れるように仕事量を減らして欲しい。  
組合 朝早く来て、夜遅く帰る先生を、認める(誉める)管理職がいる。超過勤務を奨励してしまっていることになっていて、適正なリードをお願いしたい。

**組合** 文科省では、「部活動は、学校の業務ではない」と定義している。現場では疲れがたまっている教員が多い。先生方の元気が、子どもの元気につながる。多忙化を解消する方法は、次の2つしかない。①仕事を減らす、②人員を増やす、である。部活動指導を希望しない人にも強制する形になっている。富山地裁は、中学校教諭は部活動など業務荷重が過労死を招いたとし県と市に8千3百万円の支払いを命じた。香川県としては、少なくとも希望していない人には、強制させないような予算や人件費を取って欲しい。

**組合** ICT機器が導入されたが、三豊市のセキュリティが高すぎて、思うように仕事ができないと要求してきたが、データの読み書きが「自己承認」制になったことは良い。カラーコピーの枚数制限や職員番号を何度も入力する必要はある点はストレスを感じる。効率よくスムーズに仕事したい。教職員1人に1台のタブレットがないので、タブレットを使用したい時に、すぐに間に合わない。

**組合** 4%の教職調整額を支給するより、残業手当を支給するべきである。働かせ放題の現状を放置しないこと。

**組合** 時間外勤務に対するわりふりを出すことが定着してきている。しかし、平日の勤務時間後の部活動や特別クラブの指導についてのわりふりはほとんど出していない。

**組合** ある中学校では、「部活動の指導において、過重負担で困っているという話を聞いた。【今までの先生(前任)は、〇〇してくれた。今の先生は〇〇してくれない】」など、保護者のクレームも負担に、また、専門でない(希望していない)競技の顧問を任せられると、他の教育活動にも支障が出る。

**組合** ある学校では、別室登校室を作り、そこに教員が一名(増員)ついたケースがあると聞いた。教員の増員を願っていた。

**組合** 高瀬中学校夜間学級には、特別な支援を要する生徒、小学校から不登校気味で小学校レベルの学習内容から進めなければならぬ生徒もいる。そんな中で、「今までできなかったことができようになった」と、という良いケースがある。夜間学級は(ニーズのある)必要な生徒に來てもらいたい。また、教員の配置について、希望していない先生が配置されたケースがある。勤務環境の大きく変わる職場である。希望者を配置するようにしてほしい。

中学校の部活動、小学校の特別練習、及び自治体からの持ち込み行事・作品募集について、実態を把握し、多忙化解消のための方策を示すこと。

**組合** 作品出品の準備(名簿作成・様式など)に時間がかかる。募集要項の提出締め切りが忙しい時期(始業式直後)と重なり、郵便局(出品するため)へ行く時間もない。生徒個人で出品できるようにしてほしい。

**組合** 教材開発研修や教科研修などは担当者や理事の負担が大きいが、また、記録会や部活動の負担も大きくなっている。勤務の適正や多忙化解消への施策を講じて欲しい。

作品等の募集に関して、上の段階(市町教委や管理職レベル)で、精選・取り止めの判断をして欲しい。

※※※※※※※※※※  
これらの組合の要求に対して香教委西部教育事務所(越智所長補佐)は次の様に回答しました。

所長補佐 現場の声を聞いた。要望は、関係各課に伝えたい。



交渉する三観支部代表 仲多度合同庁舎

管理職は勤務時間後からの会議が当たり前とならぬような職場のムードづくりをリードし、やりがいをもって働けるよう配慮すること。



修学旅行・宿泊学習の1日当たりの超過勤務は、8時間以上である。適正に回復措置(わりふり)を講じること!



感染症への対応をどのように考える? = 組合 =

「登校させるべきではない」

- 所長回答 -



「不当労働行為」  
〇労働組合法第7条で禁止されている不当労働行為とは(要約)

- 1 組合の加入・結成・行為等に対し、差別を与えること
- 2 労働組合の団体交渉を正当な理由もなく拒否すること
- 3 労働組合の結成・運営に支配・介入すること
- 4 不当労働行為の申し立てに対し、不利益な取り扱いをすること



《 香教組 三観支部 トップページ URL 》... (香教組トップページからも入れます!)  
〇「 <http://www.niji.jp/home/kazuo-t/sankanshibu/> 」

《 香教組 トップページ URL 》  
〇「 <http://kakyoso.com/> 」  
〇「 香教組 」で、検索できます!

※ お得な情報発信中、  
一度、見てね!